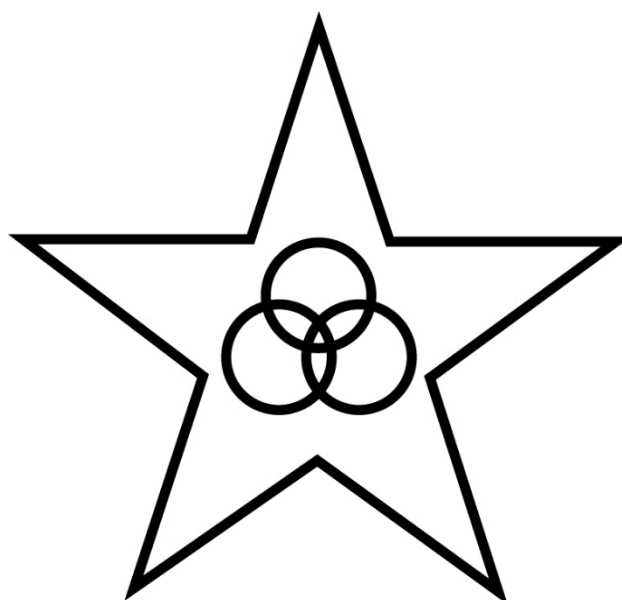


遠軽町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

改定版



令和7年(2025年)3月

遠 軽 町

目 次

第1 計画策定の背景

1 地球温暖化の現状	1
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2

第2 基本的事項

1 計画策定の目的	4
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間・基準	6
4 計画の対象範囲	6
5 対象とする温室効果ガス	7

第3 温室効果ガスの削減目標と排出状況

1 温室効果ガス削減目	8
2 温室効果ガス排出量の推移	8
3 施設区分別の排出量	9
4 エネルギー種別	9

第4 目標達成に向けた具体的な取組

1 目標達成のために行うべき取組	10
------------------	----

第5 計画の推進・推進体制

1 計画の進行管理	13
2 推進体制	14

資料1	15
-----	----

資料2	19
-----	----

第1 計画改定の背景

1 地球温暖化の現状

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻化さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、既に世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されております。

令和5年3月には、IPCC*第6次評価報告書統合報告書が公表され、同報告書では地球温暖化は世界の平均気温は2011年から2020年（産業革命前と比較）に1.1℃の温暖化に達した。

気候変動による損失・損害はすでに深刻な影響を及ぼしており、気候変動に対する人間への影響は疑う余地がない。また、各国の温室効果ガス排出量削減目標と実施政策ではギャップがあり、達成には不十分である。2030年代前半には1.5℃に達する可能性が最も高くなったと言われています。

※IPCCとは「気候変動に関する政府間パネル」は、世界気象機関及び国連環境計画により1988年に設立された政府間組織で2022年3月現在、195の国と地域が参加しています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書パリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国が参加することや、5年ごとに成果を提出・更新する仕組み、適応計画のプロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとなっています。

平成28年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分に下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロにする必要が示されています。この報告書を受け、我が国を含む世界各国で、2050年までにカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

しかし、アメリカが化石燃料を増産する考えを強調し、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」から離脱する大統領令に署名しました。

アメリカ不在によって起こりうる問題に対し、国際社会が連携をして気候変動対策に取り組んでいくことが一層重要になっています。

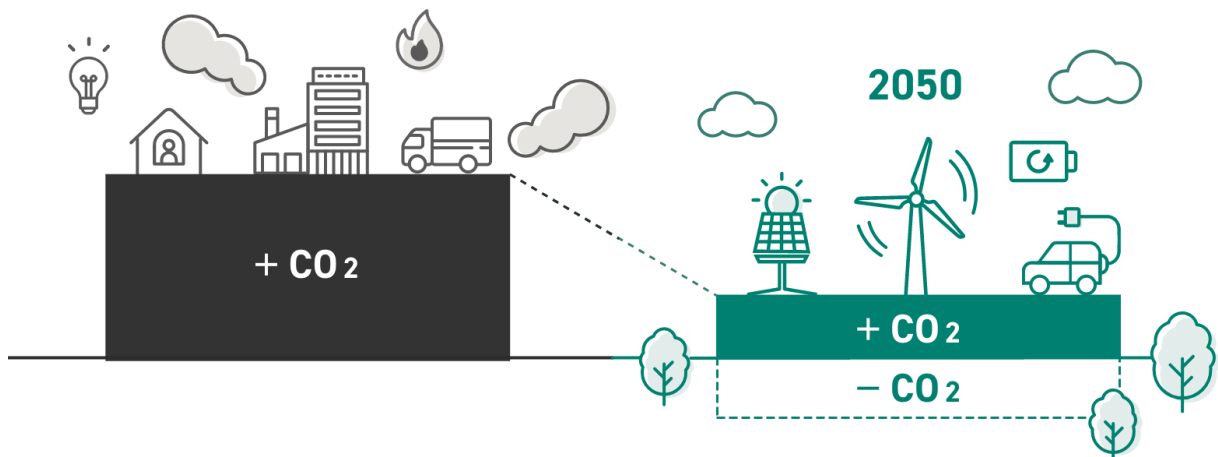


図1 カーボンニュートラルの概念図

出典：環境省ウェブサイト

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年10月、国は脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラルを宣言しました。

翌年には、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和3年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す旨が基本理念として法律に位置付けられ、さらには区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画と政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）の改定が行われました。政府実行計画では、令和12年度までに50%削減することが示されるとともに、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物のZEB化、電動車の導入、再生エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が掲げられています。さらに、国の区域政策編である地球温暖化対策計画では、事務・事業が含まれる業務その他部門の温室効果ガス削減目標として、令和12年度までに基準（平成25）年度比で51%削減することが示されており、これらの目標との整合が求められています。

地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画（環境省）

■ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）

- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再生電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再生電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図1-1 政府実行計画の概要

出典：政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のために実行すべき措置について定める計画（環境省）

第2 基本的事項

1 計画改定の目的

地球温暖化対策推進法では、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、全ての主体（国、地方公共団体、事業者、国民）が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められています。

また、同法第21条第1項において、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定することが求められています。

こうした法的位置付け等を踏まえながら、本町では平成31年度に「遠軽町地球温暖化対策実行計画」を策定し、遠軽町が実施する事務事業に係る地球温暖化対策に取り組んできたところです。今般、国内外の地球温暖化対策を取り巻く情勢が大きく変化したことから、こうした最新の状況を計画に反映し、国際社会や国内情勢と整合した地球温暖化対策の推進を図るため、計画を改定することとしました。



出典：環境省ウェブサイト

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として定めるものです。

国等における地球温暖化対策の方針などを踏まえ、本町の事務事業に関して、自然環境や経済・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するために、計画期間に達成すべき目標、その目標を達成するために実施する施策や取組等を定めます。

なお、本計画は、町政推進の最上位計画である「遠軽町総合計画」、さらには環境行政の基本目標や施策の方向性を示す上位計画である「第2次遠軽町環境基本計画」との整合・連携を図ります。

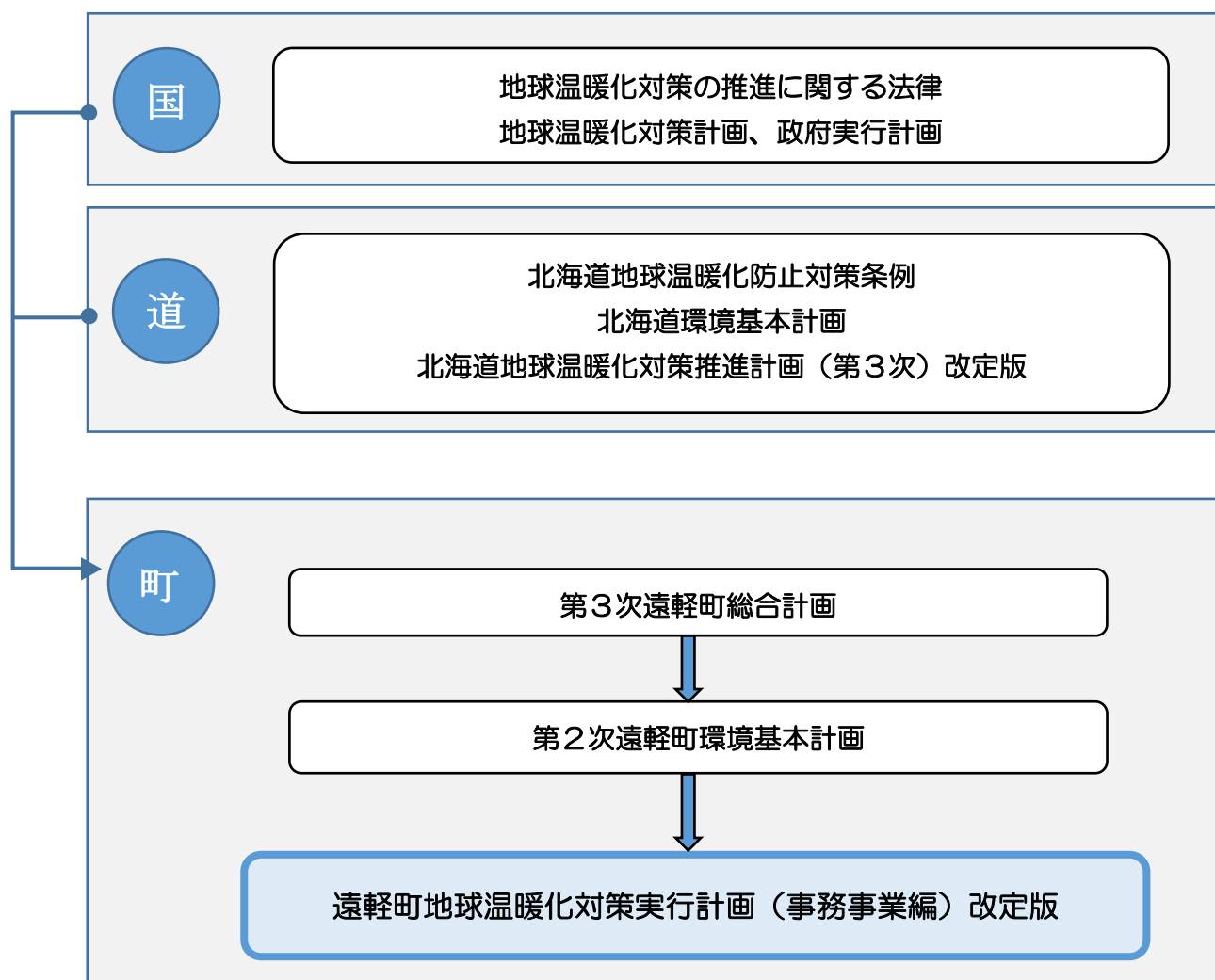


図2 計画の位置付け

3 計画の期間・基準

国の地球温暖化計画等を踏まえ、本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とし、基準年度は平成25年度とします。

なお、計画期間中の社会情勢や国等の方針等に大きな変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間：令和6年度から令和12年度まで（2024年度から2030年度まで）
 基準年度：平成25年度（2013年度）

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、遠軽町が実施する事務及び事業の全てが対象となり、町役場における活動の他、廃棄物処理、水道、下水道、保育所、小・中学校、図書館なども含まれます。

ただし、職員住宅や公営住宅等、個人の生活に伴う部分は本計画の対象外とします。

(令和6年4月1日現在)

分類	施設数	分類	施設数
集会施設（町民文化系）	17	廃棄物処理施設	2
図書館	4	上下水道施設	21
博物館等	6	火葬場・斎場・墓地	2
集会施設（社会教育系）	5	その他施設	4
スポーツ施設	21	文化施設	4
観光・レクリエーション施設	11	その他教育施設	2
保養施設	1	防災・治水施設	1
農業施設	3	合計	148
林業施設	1	表 2-1 対象とする施設 ※詳細は資料 1 参照	
小学校	7		
中学校	6		
保育所	6		
幼児・児童施設	5		
福祉施設	9		
保健施設	1		
医療施設	5		
庁舎	4		

5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法で示されている温室効果ガス7種類のうち、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、下表に示す4種類とします。パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）は実態として微量であるうえ把握が困難であることから、算定除外とします。

表 2-2 対象とする温室効果ガス

ガスの種類		主な発生源
二酸化炭素	CO ₂	化石燃料の燃焼など 電気や暖房の使用、自動車の走行、温室効果ガスの中で最も排出量が多い
メタン	CH ₄	燃料の燃焼、廃棄物の埋め立て、家畜の腸内発酵など
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼や下水汚泥の処理、家畜の排泄物、自動車の走行、一般廃棄物の焼却など
ハイドロフルオロカーボン	HFC	エアコンや冷蔵庫の使用など、カーエアコンの使用・廃棄

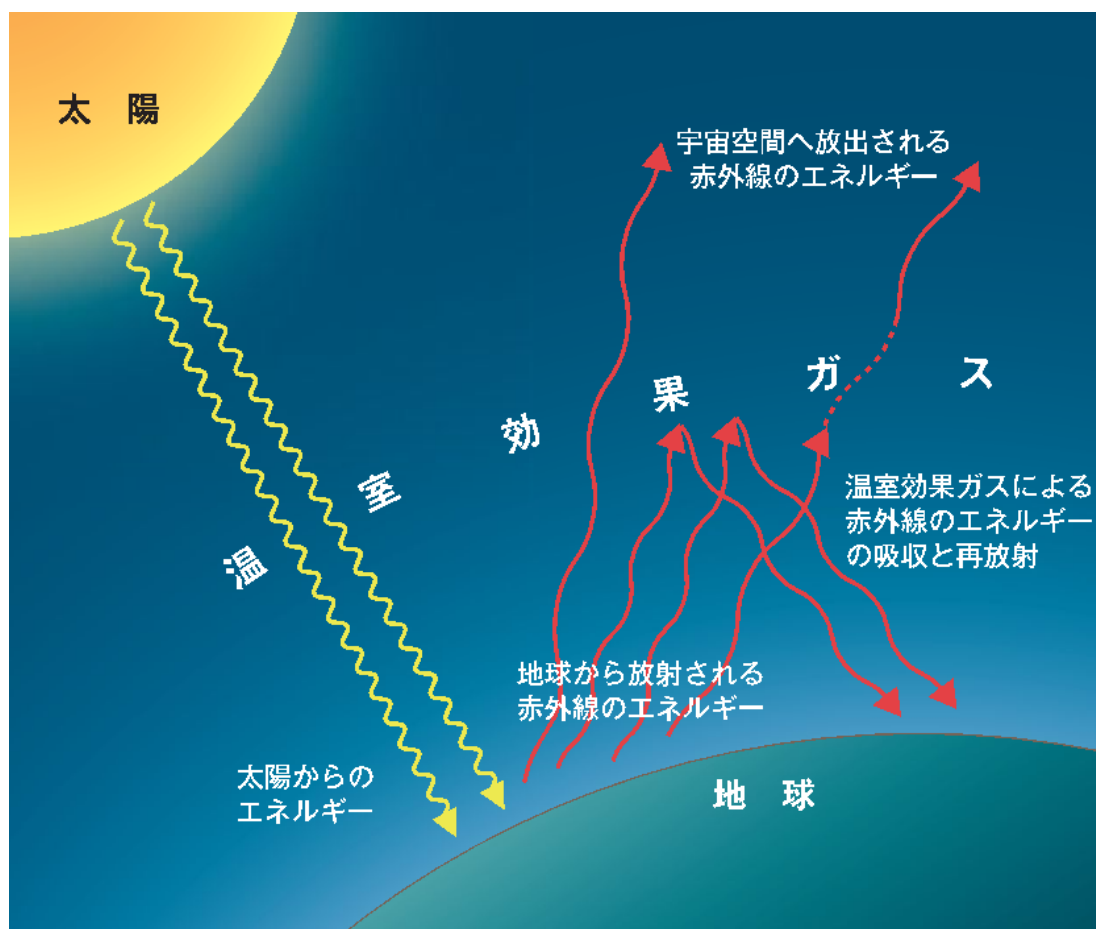


図 2-3 温室効果のメカニズム

出典：環境省ウェブサイト

第3 温室効果ガスの削減目標と排出状況

1 温室効果ガス削減目標

本計画における温室効果ガス削減目標は、本町の温室効果ガス排出状況や国の目標*を踏まえて以下のとおり設定します。

目標値は令和12(2030)年度において、基準(平成25(2013))年度比で50%削減することとします。

なお、二酸化炭素排出量が多く、エネルギー削減ポテンシャルの高い重点施設については、削減目標の達成の要となる施設として、省エネルギー診断調査結果などを踏まえ、重点的に対策を行うこととします。

*政府実行計画では、令和12年度までに基準年度(平成25年)比で50%削減。

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を
平成25(2013)年度比 **50%削減**することを目指します。

2 温室効果ガス排出量の推移

本町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移は、下図のとおりです。基準年度である平成25(2013)年度で16,316 t-CO₂当初計画で、令和5(2023)年度値は17.4%(2,836 t-CO₂)削減目標値となっておりましたが、実績値は25.2%(4,112 t-CO₂)の削減となりました。遠軽町高齢者センター、遠軽町福祉センターの閉鎖、ノースキングの木質バイオマスボイラーの設置、生活安全灯のLED化など温室効果ガス排出量の抑制に努めてきました。また令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の停滞も大きな影響を受けています。

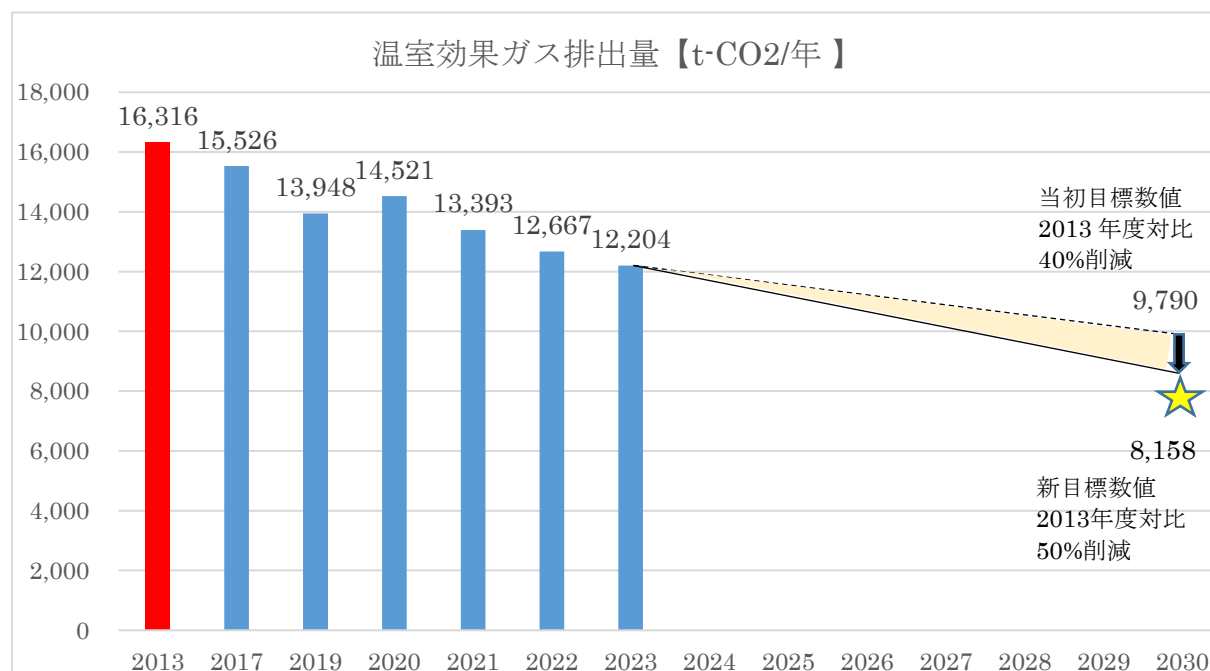


表3 年度別温室効果ガス排出量

3 施設区分別の排出量

本町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量のうち、燃料や電気の使用に伴う温室効果ガス排出量（令和5（2023）年度実績）の割合を施設区分ごとに整理すると下図のとおりとなります。

観光・レクリエーション施設は、「道の駅オホーツク」、生田原コミュニティセンター「ノースキング」など排出量が多くなっており、街路灯、学校、スポーツ施設を合わせると排出量の52%を占めます。

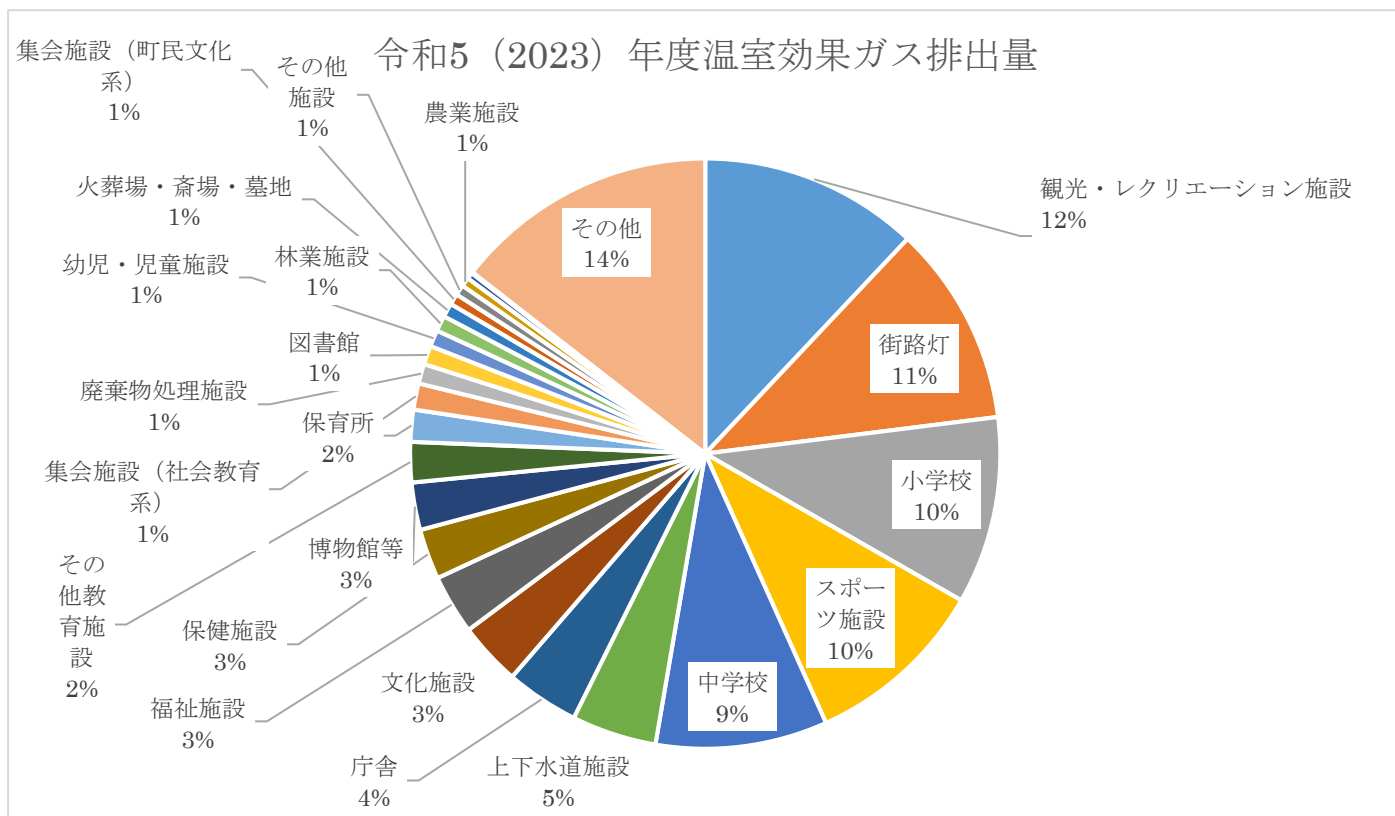


図 3-1 令和 5（2023）年度施設別温室効果ガス排出量

4 エネルギー種別

各施設の燃料燃焼や電気の使用に伴う温室効果ガス排出量（令和5（2023）年度実績）をエネルギー種別ごとに整理すると、電力使用が半数近くを占め、A重油、灯油と続きます。

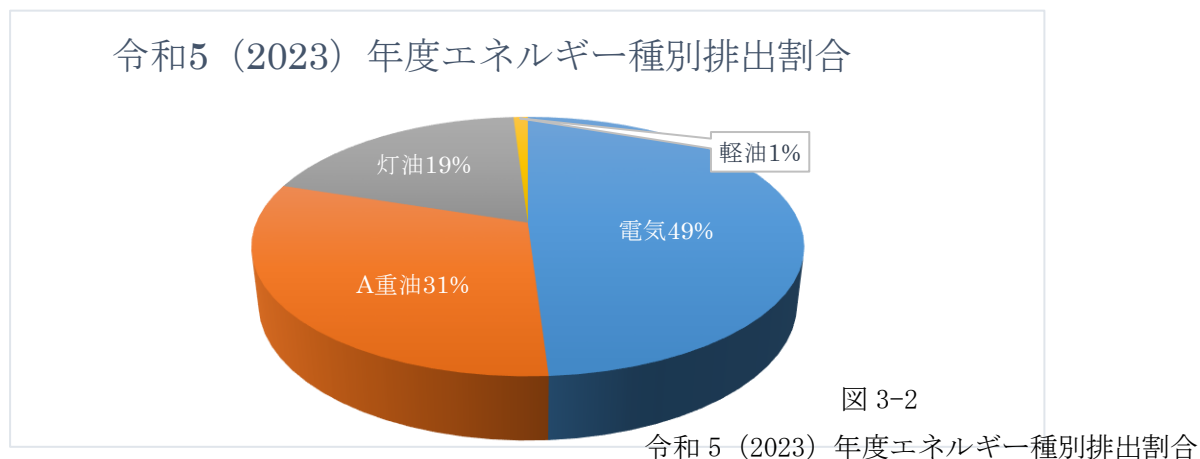


図 3-2

令和 5（2023）年度エネルギー種別排出割合

第4 目標達成に向けた具体的な取組

1 目標達成のために行うべき取組

これまでの事務事業編において既に実践している取組の継続・深化のみならず、地球温暖化対策計画に基づき、政府実行計画に即した内容とし、かつ施設運営等のコスト節減も見据えた中長期的な視点も交え取組の内容を次のとおりとします。

また、地球温暖化対策に係る取組は国内のみならず世界中で進められており、新たな技術や考え方が次々とリリースされることから、ここに掲げる取組についても適時見直し図って最新の情勢に対応するなど、柔軟に取組を推進します。

(1) 省エネルギー対策の徹底【ソフト対策】

地球温暖化対策を進めるためには、やみくもに再生エネルギーを導入するのではなく、まず、今ある資源やエネルギーを効率的に活用することが肝要です。エコは我慢して行うものではなく、エネルギーや資源の無駄を無くして、経済的なメリットをもたらすものと考え、地球温暖化対策と施設運営費等の低減の両立を目指します。

ア 適切な照明や室温の管理

- (ア) 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減を図るなどして節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も必要最小限の範囲で点灯する。
- (イ) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮した空調設備や暖房設備の適切な運用により、施設内における適正室温管理（夏場、室温25～28℃：湿度50～60%、冬場、室温18～25℃：湿度40～50%）を図ること。また、高齢者や乳幼児などが使用する施設については、これを考慮し活動内容等に合わせた適切な室温管理を行う。
- (ウ) 複写機などの事務機器についても、省エネルギーモードの設定等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間の縮減などによる節電を徹底する。

イ 自動車の効率的利用

- (ア) 公用車一台ごとの走行距離、燃料等を把握し、使用実態を精査して公用車の運用方法や台数の見直しに努める。
- (イ) タイヤ空気圧調整等の定期的な車輛の点検・整備、不要なアイドリングの中止、加速・減速の少ない運転等の環境に配慮したエコドライブを行う。
- (ウ) Web会議システムの活用やテレワークによる対応、窓口の電子化など職員・来庁者の自動車利用の抑制・効率化を図ることができる取組を検討する。
- (エ) 通勤時において、可能な限り自動車の利用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関の利用に努める。

ウ 廃棄物の削減・リサイクル

- (ア) 施設等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、4 R（発生・排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）、断る（Refuse）の徹底を図る。
- (イ) 廃棄物を適切に分別することができるよう、施設内に分別回収ボックスを配置する。
- (ウ) 使い捨て製品の使用を抑制し、詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
また、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- (ア) 書類の電子化や電子決済により、ペーパーレス化を推進するとともに、会議における資料等についても、支障がない限りペーパーレス化を進める。
- (イ) 用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、ページ数や部数についても必要最小限とするよう見直す。
- (ウ) 不要となった用紙類（ミスコピー・使用済文書・使用済封筒等）は、裏紙使用を徹底する。また、古紙回収、シュレッダーくずのリサイクルを行う。
- (エ) 電子媒体でのやりとりが困難な場合を除き、FAX は使用しない。

(2) 省エネルギー対策の徹底【ハード対策】

ア LED 照明の導入

- (ア) 町有施設の新設・改修時には、LED 照明を標準設置するとともに、既存の町有施設においても、LED 照明の切替えを積極的に検討する。
- (イ) LED 照明の導入に当たっては、人感センサーや調光システムも併せて導入し、必要な照明のみ点灯するとともに、適切な照度調整を行うことでエネルギー使用量を抑制する。
- (ウ) 生活安全灯については水銀灯の製造、輸出、輸入の禁止（令和 3（2021）年）により早急に LED 照明の改修を行う。

イ 次世代自動車の導入

- (ア) 公用車の新規導入・更新に当たっては、次世代自動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、及びハイブリッド自動車（HV）をいう。）を積極的に導入する。
- (イ) 公用車の新規導入・更新に当たっては、使用実態を踏まえた必要最小限度の大きさの車を選択するなど、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車を優先的に利用する。
- (ウ) 公用車のうち、重機や大型車等の作業用車両についても、技術開発等の動向を踏まえながら、より低燃費な車両の導入を進める。

ウ 環境配慮型の建築物（建築・改修）

- (ア) 今後予定する新築事業については、ZEB Oriented 相当以上とすることを目指し、積極的により上位の ZEB 基準を満たすよう努める。 ※資料 2 参照

また、建築する際には、地球温暖化のみならず、IoT等を活用しエネルギーマネジメント（BEMS等）の実用化によりランニングコストも含めた対策を徹底すること。

(イ) 建築物の内装（建具）や外装、設備の改修等を実施する場合は、「脱炭素社会に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」に定める、省エネ基準に適合する省エネ性能の向上に努めること。

(ウ) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などの設置に努める。

(エ) 現に使用している水多消費型の機器の廃止又は更新を計画的進め、更新に当たっては、節水型のものを選択する。

(3) 再生可能エネルギーの導入

ア 太陽光発電の導入

本町が新築又は保有する建築物に導入可能な場所や発電見込量、効果等を調査し、太陽光発電設備等が設置可能な施設に導入を検討する。その際、初期費用や維持管理費用の軽減に配慮する。

イ 太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入

太陽光発電に限らず、建築物の規模、構造等の制約、当該建築物の目的・機能を考慮しつつ、地中熱、バイオスなど再生可能エネルギーを使用する冷暖房設備や給湯設備などを可能な限り幅広く導入を検討する。

ウ 再生可能エネルギー電力の調達

再生可能エネルギー電力は、設備投資等が不要で、契約関係で調達でき、温室効果ガス排出量の削減を図ることができることから導入を検討する。

(4) その他の取組

ア 本町が主催するイベント等の実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

本町が主催するイベント等の実施に当たっては、ごみの分別、ごみの持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リサイクル製品の活用など、温室効果ガスの削減に資する取組に努める。

第5 計画の推進・推進体制

1 計画の進行管理

本計画を推進するには、各職場において、職員一人ひとりの取組が必要となります。また、取組の実効性を確保するため、進行管理は重要な位置付けにあります。

このことを踏まえ、環境マネジメントシステムの基本的なサイクル「計画⇒実践⇒点検⇒見直し（PDCA リサイクル）」を運用した進行管理を行います。

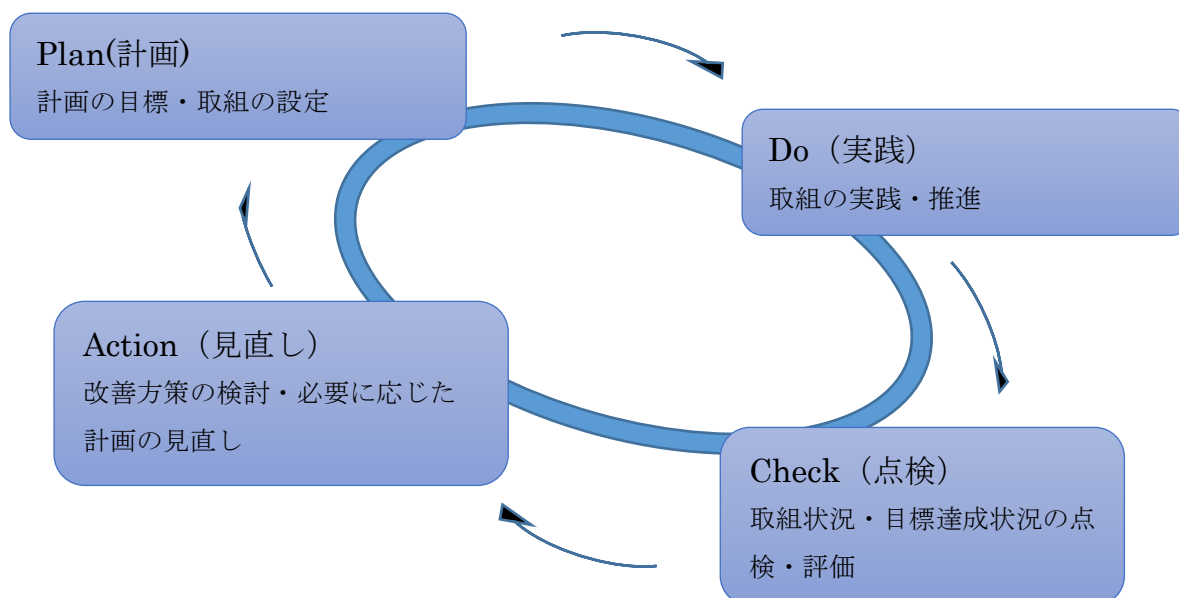


図5 計画の進行管理のイメージ

(1) 取組状況と排出量の実態把握

目標達成に向けて、温室効果ガス排出量を着実に削減するためには、排出量の削減要因や取組状況について毎年正確に把握し、分析したうえで、対応策を検討する必要があります。そのため、対象施設に調査票を配布し、電気や灯油等の使用量を把握します。

事務局（住民生活課）は町の事務・事業活動に係る全体の排出量の推計、取組状況の集計及び分析を行い、結果を庁内推進会議に報告します。

(2) 取組等の見直し

庁内推進会議は年度ごとに排出量の推計、取組状況の集計等の結果について点検・評価するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、取組内容、取組方法の改善、重点化、追加等の見直し指示を行います。

(3) 取組結果の公表

毎年把握する排出量推計及び分析の結果、取組状況の集計及び分析の結果、計画の見直しについては、町ホームページ等で公表します。

2 推進体制

本計画を全庁的に取り組むため、計画の推進及び進行管理を下図の体制により行います。

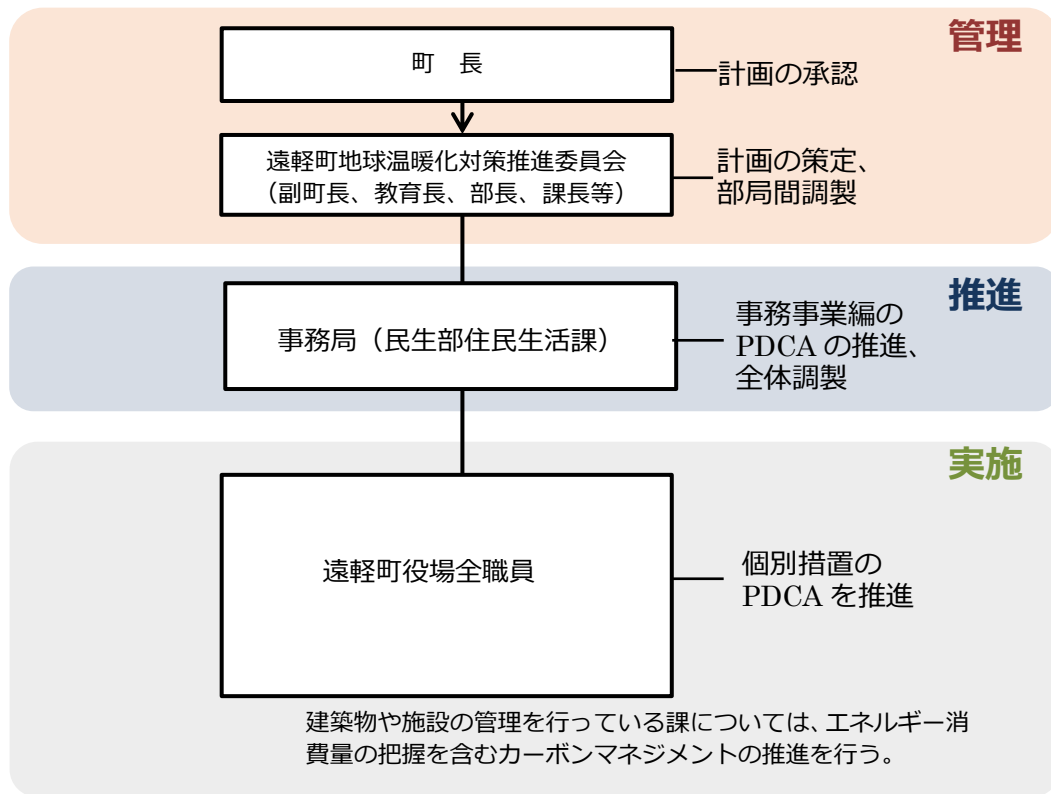


図 5-1 実行計画推進体制

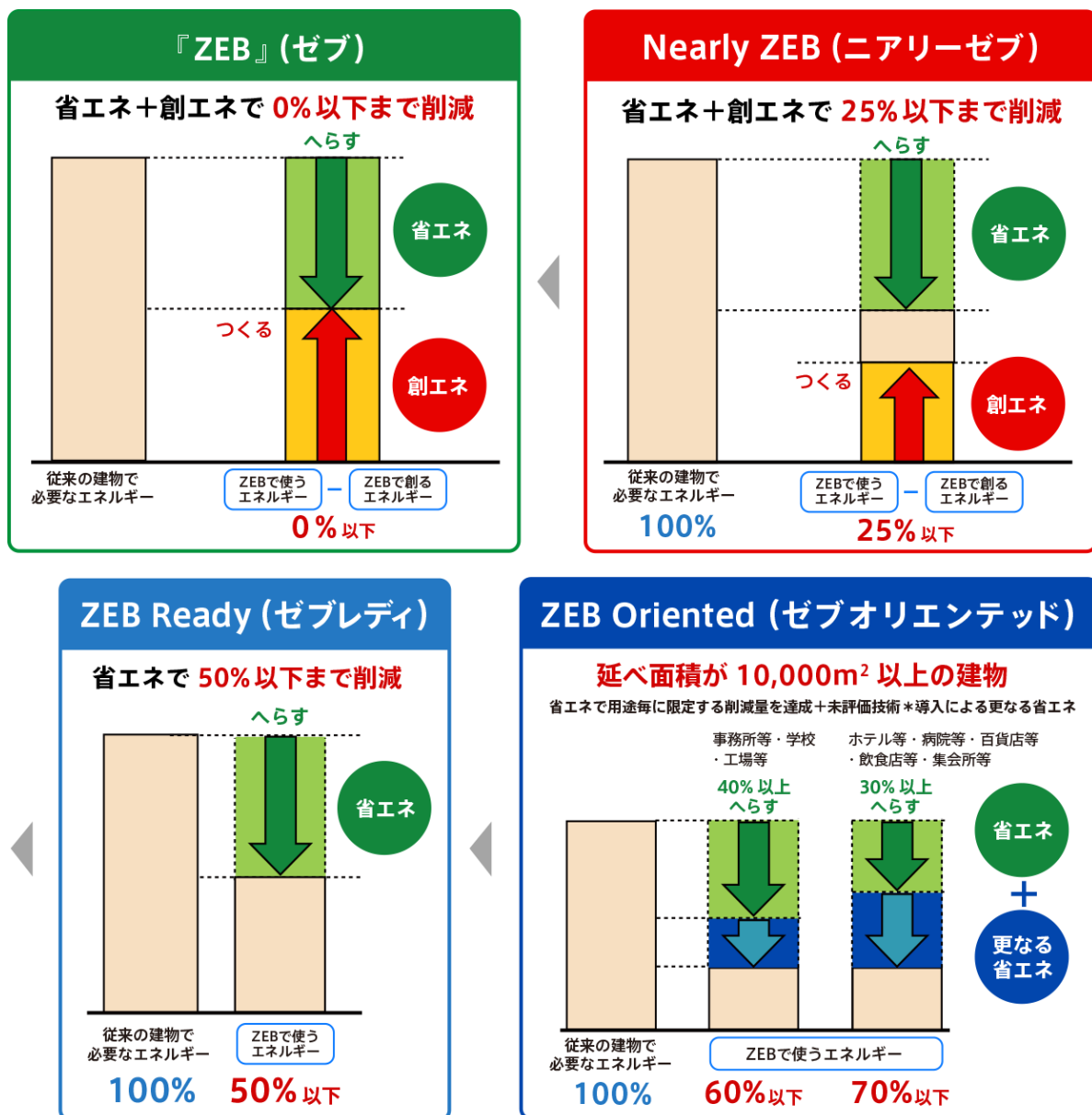
資料 1

No.	施設名称	担当部局・課室	分類
1	遠軽町役場総合庁舎	情報管財課	庁舎
2	福路防災センター	情報管財課	防災・治水施設
3	保健福祉総合センター「げんき21」	保健福祉課	保健施設
4	老人デイサービスセンター「ひまわり」	保健福祉課	福祉施設
5	母子通園センター	子育て支援課	幼児・児童施設
6	高齢者共同生活支援施設「みのり荘」	保健福祉課	福祉施設
7	高齢者共同生活支援施設「第2みのり荘」	保健福祉課	福祉施設
8	デイケアセンター	保健福祉課	福祉施設
9	学田住民センター	住民生活課	集会施設（町民文化系）
10	西町住民センター	住民生活課	集会施設（町民文化系）
11	廃棄物最終処理場	住民生活課	廃棄物処理施設
12	東保育所	子育て支援課	保育所
13	西保育所	子育て支援課	保育所
14	南保育所	子育て支援課	保育所
15	ひがし児童館	子育て支援課	幼児・児童施設
16	にし児童館	子育て支援課	幼児・児童施設
17	みなみ児童館	子育て支援課	幼児・児童施設
18	国産材需要開発センター「木楽館」	農政林務課	林業施設
19	太陽の丘えんがる公園	商工観光課	観光・レクリエーション施設
20	遠軽小学校	教育部総務課	小学校
21	東小学校	教育部総務課	小学校
22	南小学校	教育部総務課	小学校
23	遠軽中学校	教育部総務課	中学校
24	南中学校	教育部総務課	中学校
25	基幹集落センター	社会教育課	集会施設（町民文化系）
26	郷土館	社会教育課	博物館等
27	社名渚地域公民館	社会教育課	集会施設（社会教育系）
28	瀬戸瀬地域公民館	社会教育課	集会施設（社会教育系）
29	総合体育館	社会教育課	スポーツ施設
30	東体育館	社会教育課	スポーツ施設
31	豊里体育館	社会教育課	スポーツ施設
32	社名渚体育館	社会教育課	スポーツ施設
33	遠軽コミュニティセンター	社会教育課	スポーツ施設
34	瀬戸瀬コミュニティセンター	社会教育課	スポーツ施設
35	えんがる温水プール	社会教育課	スポーツ施設
36	えんがる球場	社会教育課	スポーツ施設

No.	施設名称	担当部局・課室	分類
37	武道館	社会教育課	スポーツ施設
38	えんがるテニスコート	社会教育課	スポーツ施設
39	えんがるソフトボール球場	社会教育課	スポーツ施設
40	えんがる高齢者スポーツセンター	社会教育課	スポーツ施設
41	遠軽町図書館	図書館	図書館
42	生田原総合支所	生田原総合支所	庁舎
43	生田原歯科診療所	生田原総合支所	医療施設
44	生田原診療所	生田原総合支所	医療施設
45	安国診療所	生田原総合支所	医療施設
46	生田原老人憩の家	生田原総合支所	福祉施設
47	認知症対応型共同生活介護事業所	生田原総合支所	福祉施設
48	生田原集会施設「かぜの南」	生田原総合支所	集会施設（町民文化系）
49	生田原集会施設「かぜの北」	生田原総合支所	集会施設（町民文化系）
50	生田原集会施設「かぜの西」	生田原総合支所	集会施設（町民文化系）
51	生田原女性・若者等活動促進施設「かぜの安国」	生田原総合支所	集会施設（町民文化系）
52	生田原福祉センター	生田原総合支所	福祉施設
53	旭野一般廃棄物最終処分場	住民生活課	廃棄物処理施設
54	六郷聖苑	住民生活課	火葬場・斎場・墓地
55	安国保育所	子育て支援課	保育所
56	生田原保育所	子育て支援課	保育所
57	生田原木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」	生田原総合支所	観光・レクリエーション施設
58	生田原コミュニティセンター「ノースキング」	生田原総合支所	観光・レクリエーション施設
59	生田原小学校	教育部総務課	小学校
60	安国小学校	教育部総務課	小学校
61	生田原中学校	教育部総務課	中学校
62	安国中学校	教育部総務課	中学校
63	安国活性化センター「ピノキオハウス」	生田原教育センター	文化施設
64	生田原宿泊研修施設「キララン清里」	生田原教育センター	保養施設
65	安国公民館	生田原教育センター	集会施設（社会教育系）
66	生田原図書館（オホーツク文学館内）	生田原教育センター	図書館
67	生田原オホーツク文学館	生田原教育センター	文化施設
68	生田原スポーツセンター	生田原教育センター	スポーツ施設
69	生田原学校給食センター	学校給食センター	その他教育施設
70	丸瀬布総合支所	丸瀬布総合支所	庁舎
71	丸瀬布総合センター	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
72	丸瀬布ふれあいセンター	丸瀬布総合支所	その他施設
73	旧武利分校（マウレミュージアム）	丸瀬布総合支所	博物館等
74	丸瀬布老人福祉センター	丸瀬布総合支所	福祉施設

No.	施設名称	担当部局・課室	分類
75	丸瀬布歯科診療所	丸瀬布総合支所	医療施設
76	丸瀬布コミュニティセンター	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
77	丸瀬布上武利集会所	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
78	丸瀬布金山会館	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
79	丸瀬布西町会館	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
80	丸瀬布東町会館	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
81	丸瀬布天神会館	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
82	丸瀬布金湧会館	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
83	丸瀬布新町会館	丸瀬布総合支所	集会施設（町民文化系）
84	丸瀬布保育所	子育て支援課	保育所
85	丸瀬布自然資源活用型交流促進施設「やまびこ」	丸瀬布総合支所	観光・レクリエーション施設
86	丸瀬布農村集落多目的共同利用施設	丸瀬布総合支所	その他施設
87	丸瀬布活性化施設	丸瀬布総合支所	農業施設
88	丸瀬布森林公園いこいの森	丸瀬布総合支所	観光・レクリエーション施設
89	丸瀬布山村広場施設「平和山公園」	丸瀬布総合支所	観光・レクリエーション施設
90	丸瀬布木芸館	丸瀬布総合支所	観光・レクリエーション施設
91	丸瀬布学校給食センター	学校給食センター	その他教育施設
92	丸瀬布小学校	教育部総務課	小学校
93	丸瀬布中学校	教育部総務課	中学校
94	丸瀬布中央公民館	丸瀬布教育センター	集会施設（社会教育系）
95	丸瀬布木工体験交流館	丸瀬布教育センター	文化施設
96	丸瀬布郷土資料館	丸瀬布教育センター	博物館等
97	丸瀬布昆虫生態館	丸瀬布教育センター	博物館等
98	丸瀬布図書室（丸瀬布生涯学習館）	丸瀬布教育センター	図書館
99	丸瀬布総合スポーツ公園	丸瀬布教育センター	スポーツ施設
100	丸瀬布多目的屋内運動施設「TAMOKU」	丸瀬布教育センター	スポーツ施設
101	丸瀬布水泳プール	丸瀬布教育センター	スポーツ施設
102	丸瀬布武道館	丸瀬布教育センター	スポーツ施設
103	白滝総合支所	白滝総合支所	庁舎
104	白滝ジオパーク交流センター	商工観光課	博物館等
105	白滝高齢者総合生活福祉センター「ほのぼの」	白滝総合支所	福祉施設
106	白滝歯科診療所	白滝総合支所	医療施設
107	白滝ふれあいセンター	白滝総合支所	集会施設（町民文化系）
108	白滝聖苑	白滝総合支所	火葬場・斎場・墓地
109	上支湧別農作業準備休憩施設「こまくさ」	白滝総合支所	農業施設
110	白滝活性化施設「のびのび」	白滝総合支所	その他施設
111	白滝地場産品加工施設	白滝総合支所	農業施設
112	白滝農林水産物直売・食材供給施設	白滝総合支所	観光・レクリエーション施設

No.	施設名称	担当部局・課室	分類
113	白滝ゲートボール公園	白滝総合支所	スポーツ施設
114	白滝屋内ゲートボール場	白滝総合支所	スポーツ施設
115	白滝高原キャンプ場	白滝総合支所	観光・レクリエーション施設
116	白滝山の家・白滝文化村ロッジ	白滝総合支所	観光・レクリエーション施設
117	白滝多目的ハウス	白滝総合支所	その他施設
118	白滝小学校	教育部総務課	小学校
119	白滝中学校	教育部総務課	中学校
120	白滝図書室	白滝教育センター	図書館
121	白滝国際交流センター	白滝教育センター	集会施設（社会教育系）
122	埋蔵文化財センター	白滝教育センター	博物館等
123	白滝水泳プール	白滝教育センター	スポーツ施設
124	白滝柔剣道場	白滝教育センター	スポーツ施設
125	社名淵地区飲料水供給施設	水道課	上下水道施設
126	清川浄水場	水道課	上下水道施設
127	瀬戸瀬浄水場	水道課	上下水道施設
128	生田原浄水場	水道課	上下水道施設
129	安国浄水場	水道課	上下水道施設
130	旧安国浄水場	水道課	上下水道施設
131	丸瀬布浄水場	水道課	上下水道施設
132	上武利地区専用水道施設	水道課	上下水道施設
133	防災用資機材等備蓄庫	水道課	上下水道施設
134	白滝浄水場	水道課	上下水道施設
135	旧白滝浄水場	水道課	上下水道施設
136	太陽の丘配水場	水道課	上下水道施設
137	学田配水場	水道課	上下水道施設
138	豊里配水場	水道課	上下水道施設
139	留岡配水場	水道課	上下水道施設
140	水穂配水場	水道課	上下水道施設
141	若咲内配水場	水道課	上下水道施設
142	遠軽下水処理センター	水道課	上下水道施設
143	南町ポンプ場	水道課	上下水道施設
144	丸瀬布せせらぎセンター	水道課	上下水道施設
145	白滝浄化センター	水道課	上下水道施設
146	道の駅森のオホーツク	商工観光課	観光・レクリエーション施設
147	遠軽町芸術文化交流センタープラザ	社会教育課	文化施設
148	遠軽町子ども屋内遊戯施設	子育て支援課	幼児・児童施設



*WEBPRO において現時点で評価されていない技術

出典：環境省ウェブサイト

遠軽町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
 改定版
 遠軽町温暖化計画 平成 31 年（2019 年）4 月策定
 改定 令和 7 年（2025 年）3 月改定

遠軽町民生部住民生活課環境生活担当
 〒099-0492 紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1
 電話 0158-42-4811
 E-mail jumin@engaru.jp